

農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画の概要

平成 22 年 5 月策定、令和 2 年 3 月一部改正

下線部が改正箇所

1. 基本的な考え方

- 農林水産省は、新型インフルエンザ等発生時においても、省（本省及び地方機関）の機能を維持し必要な業務を継続するため、農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画（省業務継続計画）を作成し、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営並びに農林漁業・農山漁村の持続的な発展に資する。
- 新型インフルエンザ等発生時には、農林水産省の業務を代替する機関がないことを踏まえ、真に必要な業務に集中して業務を継続。

2. 実施体制

- 「農林水産省新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成20年12月策定）に基づき、平常時は必要に応じて省内連絡会議を開催し情報共有を行い、新型インフルエンザ等の発生時は政府対策本部が設置された場合は直ちに省対策本部を設置。

3. 新型インフルエンザ等発生時における業務の継続

- 省対策本部において省業務継続計画の発動が決定された場合、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等に掲げる業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（強化・拡充業務）を優先的に実施。
- 最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断すると国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（一般継続業務）を継続。
- 発生時継続業務（強化・拡充業務及び一般継続業務）以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断。
- 患者と濃厚接触し、感染症法第44条の3第2項の規定等に基づき外出自粛を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛を徹底するよう要請。

4. 必要な人員、物資等の確保と業務の実施方法

- 新型インフルエンザ等発生に伴う業務体制に移行できるよう、業務内容、業務の維持目標、担当者（人員体制）、必要量の物品の備蓄等を記載した業務実施計画を予め策定。
- 発生時継続業務を担当する職員は、当該業務実施計画に従い、業務を実施。
- テレワークや時差出勤の推進など、通勤時の混雑を回避する方策を導入。

- 多人数の参加を得て行う会議、集会、催事等については、必要性、運営方法等を改めて検討し、不要不急の会議等は開催を延期又は自粛。開催が必要な場合も、感染機会を減らすための工夫を行い、ウェブ会議による開催の可否を検討。
- 発熱や呼吸器症状を有するなど新型インフルエンザ等の発症が疑われ体調不良である職員及び患者と濃厚接触した可能性がある職員は出勤せず、各課長等にその旨を報告し、医療機関等で受診し診断を仰ぐ。

5. 業務継続計画の実施

- 政府対策本部において、新型インフルエンザ等が国内発生早期を宣言した場合、省対策本部を開催し、省業務継続計画の発動を決定。
- 政府対策本部が、小康期に入ったことを宣言した場合、①省対策本部の通常体制への移行を検討、②発生時継続業務以外の業務を再開。
- 政府対策本部が、流行の終息を宣言（又は政府対策本部が解散）した時点で、①省対策本部を解散、②通常体制に移行、③発生時継続業務以外の業務を原則再開。

6. 感染対策の徹底

- 国内で発生した場合、職員は、咳エチケット、マスクの着用や手洗い等の衛生管理を行い、感染対策に努める
- アルコール消毒液等の設置等の庁舎における衛生措置を行う。
- 庁舎内等においてインフルエンザ様症状等を有する者は会議室等に一時待機（隔離）させるなど適切な対応を行う。
- 急速な感染拡大が確認された場合、職員及び業務遂行上必要な来庁者、庁舎管理上最低限必要な業者以外の入館を原則として禁止。
- 各官署庁舎内において感染者が確認された場合、職員及び庁舎管理上最低限必要な業者以外の入館を原則として禁止し、発熱症状がある者は入館させない。

7. 業務継続計画の維持・管理等

- 省業務継続計画に基づき業務の継続が円滑に行われることを確認するため、定期的な教育・訓練に努める。
- 人事異動等に伴う情報の更新状況、物資の調達等の情報更新の状況、教育・訓練の実施状況等について定期的に点検・確認。
- 新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、定期的な点検・確認を実施したことにより必要と認められた場合等には、省業務継続計画を見直し。